

令和5年度

市民税・道民税特別徴収のてびき

- ◎納入期限は給与支払月の翌月10日
- ◎退職する人の残り税額は……一括徴収で
- ◎転勤・退職などの届出は……翌月10日まで
- ◎特別徴収に関する様式は、石狩市ホームページからダウンロードすることができますのでご利用ください。

北海道石狩市
財政部税務課市民税担当

〒061-3292

北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

電話（0133）72-3119 [直通]

納 入 場 所

- (1) 石狩市指定金融機関 北海道信用金庫石狩支店
- (2) 石狩市収納代理金融機関 北海道銀行・北陸銀行・北洋銀行・北海道労働金庫・
北海道信用金庫・北門信用金庫・北央信用組合・
石狩市農業協同組合・石狩湾漁業協同組合・
北石狩農業協同組合
- (3) ゆうちょ銀行・郵便局 道内のゆうちょ銀行・郵便局
※道外のゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、とじこみの
「指定通知書」を窓口へ提出していただくと、以後そのゆう
ちょ銀行・郵便局で納入することができるようになります。
- (4) 指定の納入書以外で納め
る場合 市町村コード… 0 1 2 3 5 1
口座番号…北海道信用金庫石狩支店(普通) 6 0 3 5 5 3 4
加入者名…石狩市会計管理者 と指定してください。

特別徴収義務者 様

令和5年度市民税・道民税の特別徴収義務者の指定について

市民税・道民税の特別徴収につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

給与所得者に対する個人の市民税・道民税は、地方税法第41条及び第321条の3並びに石狩市税条例第44条の規定によって、特別徴収の方法により徴収することが定められております。

つきましては、あなたを地方税法第321条の4及び石狩市税条例第45条の規定により、市民税・道民税の特別徴収義務者として指定しましたので通知します。

なお、本年度の関係書類を一括送付いたしますので内容を確認され、一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

石 狩 市 長



目 次

第 1	特別徴収の事務取扱いについて……………	1
	1. 特別徴収のしくみ	
	2. 特別徴収の対象者	
	3. 特別徴収義務者及び納税義務者への税額通知	
	4. 特別徴収税額（月割額）の納入について	
	5. 特別徴収税額の納期の特例について	
	6. 納期限までに納入しなかった場合について	
	7. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届について	
	8. 社名変更、住所変更などの届出について	
第 2	退職・転勤等に伴う特別徴収事務について……………	5
	1. 特別徴収の継続	
	2. 一括徴収	
	3. 普通徴収	
	4. 普通徴収から特別徴収への切り替え	
第 3	退職所得に対する市民税・道民税の特別徴収について……………	7

第1 特別徴収の事務取扱いについて

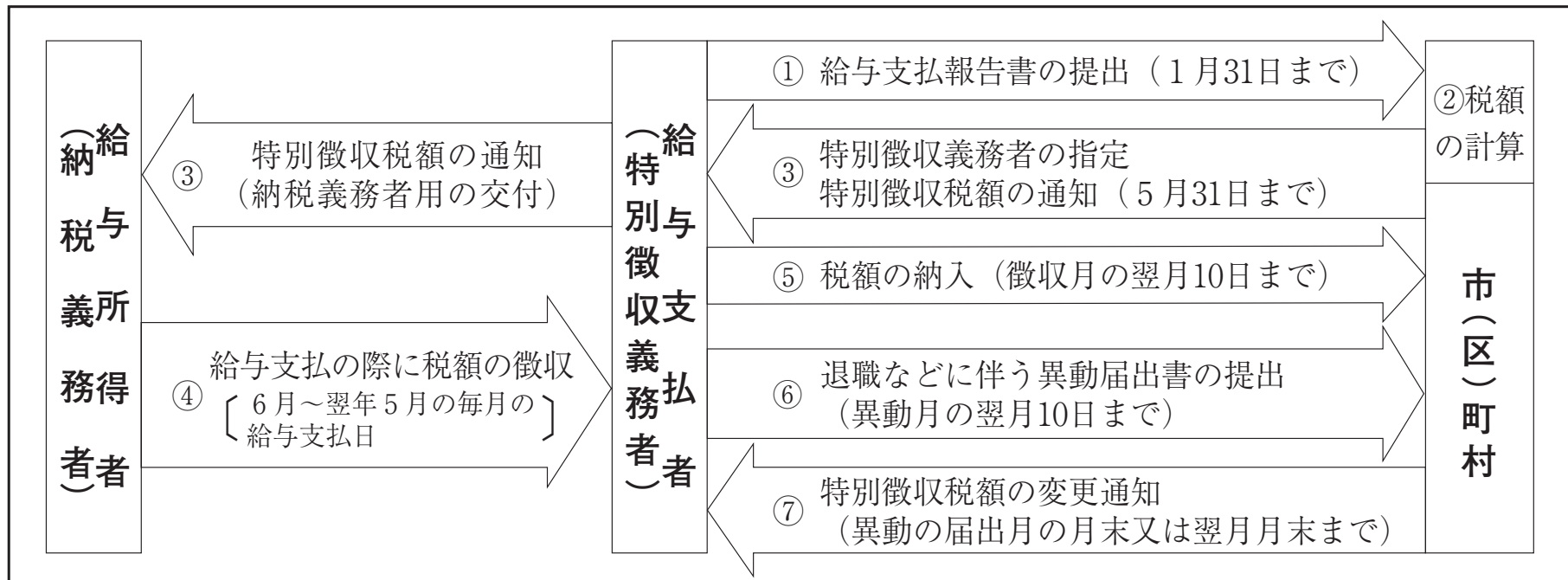
1. 特別徴収のしくみ

- ・特別徴収とは（地方税法第41条、第321条の3、石狩市税条例第44条）

特別徴収とは、給与支払者が各給与所得者の市民税・道民税を給与から差し引いて個人に代わって納める制度です。

- ・給与所得に関する特別徴収について（地方税法第321条の5、石狩市税条例第44条）

指定を受けた給与支払者（特別徴収義務者）は、「市民税・道民税特別徴収税額通知書」に記載されている個人別の月割額（該当年度分の特別徴収税額を6月から翌年5月までの12回に分割して算出します。6月以降に通知したものについては、特別徴収開始月から翌年5月までの月数で分割します）を、毎月の給与を支払う際に各給与所得者の給与から差し引き、これを翌月10日までに市（区）町村に納入していただくことになっています。そのしくみは、下図のとおりです。



2. 特別徴収の対象者（地方税法第321条の3、石狩市税条例第44条）

給与支払者は以下の場合を除き、法人・個人を問わず特別徴収義務者として、全ての従業員について、市民税・道民税を特別徴収していただく必要があります。

- （ア）給与月額よりも個人別の月割額が高額となり、市民税・道民税が引ききれないと見込まれる者
- （イ）個人事業主の事業に従事している専従者
- （ウ）2か所以上の事業所からの給与収入があり、他の事業所で主たる給与支払いを受けている者
- （エ）給与の支給時期が不定期で、給与が支給されない月が生じると見込まれる者
- （オ）すでに退職している者及び5月31日までに退職予定の者
- （カ）雇用期間が短期間の者
- （キ）年間の給与支払い額が93万円以下の者

3. 特別徴収義務者及び納税義務者への税額通知（地方税法第321条の4）

特別徴収関係書類を受け取りましたらその内容を確認した上で、同封の「給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」は、速やかに各給与所得者に交付してください。

また、給与以外の所得がある方には、申告の際、普通徴収（納税義務者が納付書で直接納付する方法）の希望をされていない限り、原則、特別徴収として課税しております※ので、上記決定通知書を配付の際にあわせてその旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、退職、異動等により交付できない上記決定通知書がありましたら、P4の「7. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届について」を参照の上、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」とともに提出してください。

※65歳以上の方の公的年金等の所得分に係る所得割は含みません。

4. 特別徴収税額（月割額）の納入について（地方税法第321条の5、石狩市税条例第46条）

「市民税・道民税特別徴収税額通知書」に記載されている個人別の月割額を、徴収した月の翌月10日（10日が土曜・日曜・祝日による休日の場合はその翌平日）までに同封の「市・道民税（特別徴収）納入書」によって納入してください。

5. 特別徴収税額の納期の特例について（地方税法第321条の5の2、石狩市税条例第46条の2）

特別徴収義務者で常時10人未満の従業員を雇用しているものに限り、申請書を石狩市に提出して市長の承認を受けた場合は、特別徴収に係る納入金を6月分から11月分までの月割額を12月10日までに、12月分から翌年5月分までの月割額を翌年6月10日までに納入することができます。（年2回の払い込みとなります）

6. 納期限までに納入しなかった場合について（地方税法第20条の4の2、第326条、石狩市税条例第19条、附則第3条の2）

納期限（徴収した月の翌月10日）までに納入しないときは、督促状が発付され納入金額に延滞金を加算して納入しなければならなくなり、特別徴収義務者に余分の負担がかかることとなります。

(1) 納期限後に納入するときは、税額に納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします）を乗じて計算した延滞金を納めなければなりません。この場合における^{うるう}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(2) 税額に1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、その税額の全額が2,000円未満であるときは延滞金はかかりません。また、算出された延滞金の金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、その算出された延滞金の全額が1,000円未満であるときは延滞金はかかりません。

7. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届について（地方税法第321条の4、第321条の5）

給与所得者が転勤・退職・休職・死亡などの理由により事業所より給与の支払いを受けなくなった場合や、休業・解散などにより特別徴収できなくなった場合は、とじこみの「給与支払報告・特別徴収に係る異動届出書」を**異動理由の発生した月の翌月10日までに提出**してください。

- (1) 上記の異動届出書の**控に石狩市の受付印が必要な場合は、記入後の届出書の写しと切手貼付済の封筒を同封し提出**してください。
- (2) 上記の異動届出書の提出が遅れますと石狩市の事務処理に支障をきたすばかりでなく、給与所得者への納付書等の発送が遅れ、一度に多額の税額を納入しなければならなくなりますので**必ず提出**してください。また、年税額が0円の場合であっても提出してください。
- (3) 国外に転出される場合は、異動届のほか、普通徴収の納税通知書を給与所得者の代わりに国内で受け取り納税する、納税管理人の指定が必要となりますので、給与所得者に手続きを行うようご説明下さい。
- (4) 異動届記載例をP 9～P 11に掲載しています。

8. 社名変更、住所変更などの届出について

社名変更、住所変更などがあつた場合には、とじこみの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

法人の代表者変更のみの場合は、提出する必要はありません。

第2 退職・転勤等に伴う特別徴収事務について

1. 特別徴収の継続

給与所得者が転勤・転職等により、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合は、特別徴収義務者が**新しい勤務先の経理担当者**と連絡をとり特別徴収ができることを確認して、異動届出書にその勤務先の名称・所在地等を併せて記入して提出してください。

2. 一括徴収

退職等により給与から差し引けなくなる残りの税額については、退職月の給与などから未徴収税額を一括して徴収し、納入することができます。これを一括徴収といいます。

給与所得者が退職等によって特別徴収できなくなった場合、残りの税額は給与所得者が納めることとなりますが、退職後は収入が減少することも考えられますので、一括徴収をすることにより給与所得者の今後の負担を軽減することができます。また、給与所得者が退職後、直接残りの税額を収める必要がなくなりますので、申し出を必要としない場合においても、一括徴収の方法でご指導ください。

(1) 一括徴収の対象となる給与所得者

6月1日から翌年4月30日までの間に退職・休職する方で、退職後支払われるべき給与又は退職手当などが残りの月割額を超えて支給される場合に対象となりますが、下記の場合は一括徴収ができないため、普通徴収となります。

○退職などに際し支払われる給与・退職手当等が残りの税額より少ない場合

○死亡による退職の場合（相続人が納税義務を継承することとなります）

(2) 一括徴収の方法

6月～12月に 退職・休職する方	給与所得者の申し出により一括徴収できます。 一括徴収しない場合は、後日石狩市から送付する納税通知書により給与所得者が直接納めます。
1月～4月に 退職・休職する方	死亡による退職で一括徴収ができない場合等を除き、給与所得者の申し出がなくても一括徴収しなければなりません。（地方税法第321条の5第2項）

3. 普通徴収

特別徴収の継続または一括徴収できない場合は、普通徴収となるため、石狩市から給与所得者あてに納税通知書を郵送します。

特別徴収は毎月給与から天引きされるので1年で12回に分けて納めますが、普通徴収の場合は年4回（6月、8月、10月、12月）での納付となります。市民税・道民税の総額は退職前も退職後も変わりませんが、支払い回数が少なくなるため、1回ごとの納税額は多くなります。

4. 普通徴収から特別徴収への切り替え

中途就職者や新しく特別徴収する給与所得者がいる場合は、とじこみの「特別徴収切替届出(依頼)書」を提出してください。（記載例をP12に掲載しています）

○普通徴収の納期が過ぎたものは特別徴収への切り替えができませんので、給与所得者が納付するようお伝えください。

○依頼書の提出があった月の月末に月々の特別徴収額を通知します。前もって確認したい場合はお問い合わせください。

○二重納付防止のため、給与所得者宛に送付された普通徴収の残りの納付書では納めないようにお伝えください。

なお、納付済み分の領収書は給与所得者が保管するようお伝えください。

○普通徴収を口座振替している場合、依頼時期によっては引き落とし手続きが進んでいる納期もありますのでお問い合わせください。

○公的年金等による収入がある給与所得者の場合、次のとおり市民税・道民税の特別徴収の方法が、年齢により異なります。

①65歳以上の方 給与所得に係る分は給与から、公的年金等に係る分は公的年金等からそれぞれ特別徴収されます。

②65歳未満の方 給与分と公的年金等分をあわせた市民税・道民税が給与から特別徴収されます。

第3 退職所得に対する市民税・道民税の特別徴収について

退職者の退職所得に対する個人の市民税・道民税については、退職手当の支払者が、その税額を計算して特別徴収を行い、退職者の退職手当などの支払いを受ける年（通常は退職した年）の1月1日現在における納税義務者の居住地の市（区）町村に納めていただくことになっております。

税額の計算方法および退職所得控除額

退職手当等の区分	課税退職所得金額 ※課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。	
一般退職手当等の場合 ※1	(一般退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) ÷ 2	
特定役員退職手当等の場合 ※2	特定役員退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額	
短期退職手当等の場合 ※3	短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 ≤ 300万円の場合 (短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) ÷ 2	短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 > 300万円の場合 150万円 + (短期退職手当等の収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額))

- ※1 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- ※2 特定役員退職手当等とは、役員等として勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
- ※3 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。以下同じです）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

市民税の計算方法	上記退職所得の金額 × 6%（100円未満の端数切捨て）
道民税の計算方法	上記退職所得の金額 × 4%（100円未満の端数切捨て）

※本年中に一般退職手当等、特定役員退職手当等又は短期退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の課税退職所得金額の計算方法および退職所得控除額については、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】をご確認ください。


納入方法

退職所得に係る市民税・道民税は、給与所得に係る市民税・道民税とあわせて特別徴収した翌月の10日までに納入します。その際、納入済通知書裏面の「納入申告書」に所定の事項を必ず記載してください。（記載例をP15に掲載しています）

異動届記載例(様式A)

1. 転勤、転職等で特別徴収継続する場合

給与支払報告
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

 石狩市長あて 令和 5 年 9 月 30 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払義務者	所在地又は住(居)所	〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目30-2		届出区分	<input checked="" type="checkbox"/> 現年度 <input type="checkbox"/> 新年度 <input type="checkbox"/> 両年度			
		フリガナ	カ) イシカリショウジ		特別徴収義務者指定番号	0030333333		宛名番号	1
		名称又は氏名	(株)いしかり商事 代表取締役 石狩 太郎		担所属課係名	経理課			
		法人番号(個人番号)	13ケタの法人番号		担当者氏名	山田 一郎			
給与所得者(異動者)		(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収		
フリガナ	ハナカワ ツミオ	特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)	5・9・30	<input type="checkbox"/> 退職 <input checked="" type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 休職 <input type="checkbox"/> 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 死亡 → ③ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 特別徴収継続 ↳ ① <input type="checkbox"/> 一括徴収 ↳ ② <input type="checkbox"/> 普通徴収		
氏名	花川 文郎 旧姓	円	6 月分	円					
生年月日	大(昭)平・令 36 年 4 月 15 日	100,000	9 月分	66,400					
個人番号	12ケタの個人番号(マイナンバー)		円	33,600					
給与の支払を受けなくなった後の住所	石狩市親船町65番地								

①新しい勤務先で特別徴収を継続する場合は、次の欄にも記載してください。

新しい勤務先	所在地又は住(居)所	〒061-0000 札幌市中央区北1条西2丁目		特別徴収義務者指定番号	
	フリガナ	カ) イシカリショウカイ		0033333333 <input type="checkbox"/> 新規	
	名称又は氏名	(株)いしかり商会 代表取締役 石狩 一郎		担当氏名	山田 花子
				電話番号	011-123-1234
<input checked="" type="checkbox"/> 上記勤務先には、月割額 8,300 円を 10 月分から徴収するよう連絡済み。					

③死亡退職で、次の事項がわかる場合は記載してください。

相続人	住所		
	氏名		続柄

◎その他の連絡事項がある場合は、次の欄に記載してください。

連絡事項	
------	--

②未徴収税額を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	<input type="checkbox"/> 異動者から、一括徴収を希望する旨の申出があったため。 (申出日 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日)	徴収予定額 (上記(ウ)の額) 円
	<input type="checkbox"/> 異動が令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収継続の希望がないため。	
一括徴収した税額は、 <input type="text"/> 月分 (<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日納期限分) で納入します。		


※死亡退職の場合は一括徴収できないため
普通徴収になります。

※提出書類の控えに市の受付印が必要な場合は、記入後の届出書の写しと切手貼付済の返信用封筒を同封し提出してください。

異動届記載例(様式A)

2. 退職等で未徴収税額を一括徴収する場合

給与支払報告
特別徴収
に係る給与所得者異動届出書

 石狩市長あて 令和 5 年 9 月 30 日提出		〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目30-2 フリガナ カ イシカリショウジ 名称 (株)いしかり商事 代表取締役 石狩 太郎 法人番号 13ケタの法人番号		届出区分 <input checked="" type="checkbox"/> 現年度 <input type="checkbox"/> 新年度 <input type="checkbox"/> 両年度 特別徴収義務者指定番号 0030333333 宛名番号 1 担 所属課係名 経理課 当 氏 名 山田 一郎 者 電話番号 0133-72-3111				
給与所得者(異動者)			(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日 5・9・30	異動の事由 <input checked="" type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 休職 <input type="checkbox"/> 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 死亡 → ③ <input type="checkbox"/> その他	異動後の未徴収税額の徴収 <input type="checkbox"/> 特別徴収継続 <input checked="" type="checkbox"/> 一括徴収 <input type="checkbox"/> 普通徴収
フリガナ	ハナカワ ツミオ	特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)				
氏名	花川 文郎 旧姓	100,000	6 月分 から	66,400				
生年月日	大(昭)平・令 36 年 4 月 15 日		9 月分 まで					
個人番号	12ケタの個人番号(マイナンバー)		33,600					
給与の支払を受けなくなった後の住所 石狩市親船町65番地								

①新しい勤務先で特別徴収を継続する場合は、次の欄にも記載してください。

新しい勤務先	所在地又は住(居)所	〒	特別徴収義務者指定番号
	フリガナ		<input type="checkbox"/> 新規
	名称又は氏名		担当氏名 電話番号
<input type="checkbox"/> 上記勤務先には、月割額 [] 円を [] 月分から徴収するよう連絡済み。			

③死亡退職で、次の事項がわかる場合は記載してください。

相続人	住所	
	氏名	続柄

④その他の連絡事項がある場合は、次の欄に記載してください。

連絡事項	
------	--

一括徴収月の前月分までの税額を記入してください。

②未徴収税額を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 異動者から、一括徴収を希望する旨の申出があったため。 (申出日 9 月 30 日)	徴収予定額(上記(ウ)の額) 66,400 円
	<input type="checkbox"/> 異動が令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収継続の希望がないため。	
一括徴収した税額は、10 月分(11 月 10 日納期限分)で納入します。		

※死亡退職の場合は一括徴収できないため普通徴収になります。


※提出書類の控えに市の受付印が必要な場合は、記入後の届出書の写しと切手貼付済の返信用封筒を同封し提出してください。

一括徴収月分を含む税額を記入してください。

異動届記載例(様式A)

3. 退職等で未徴収税額を普通徴収に切替える場合

給与支払報告
特別徴収 (に係る給与所得者異動届出書

 石狩市長あて 令和 5 年 9 月 30 日提出		〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目30-2 フリガナ カ イシカリショウジ 名称 (株)いしかり商事 代表取締役 石狩 太郎 法人番号 13ケタの法人番号	届出区分 <input checked="" type="checkbox"/> 現年度 <input type="checkbox"/> 新年度 <input type="checkbox"/> 両年度 特別徴収義務者指定番号 0030333333 宛名番号 1 担 所属課係名 経理課 当 氏 名 山田 一郎 者 電話番号 0133-72-3111
給与所得者(異動者) フリガナ ハナカワ ツミオ 氏 名 花川 文郎 旧姓 生年月日 大(昭)平・令 36 年 4 月 15 日 個人番号 12ケタの個人番号(マイナンバー) 給与の支払を受けなくなった後の住所 石狩市親船町65番地		(ア) 特別徴収税額(年税額) 100,000 円 (イ) 徴収済額 6 月分から 9 月分まで 33,600 円 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 66,400 円	異動年月日 5・9・30 異動の事由 <input checked="" type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 休職 <input type="checkbox"/> 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 死亡 → ③ <input type="checkbox"/> その他 () 異動後の未徴収税額の徴収 <input type="checkbox"/> 特別徴収継続 → ① <input type="checkbox"/> 一括徴収 → ② <input checked="" type="checkbox"/> 普通徴収

①新しい勤務先で特別徴収を継続する場合は、次の欄にも記載してください。

新しい勤務先	所在地又は住(居)所	〒	特別徴収義務者指定番号
	フリガナ		<input type="checkbox"/> 新規
	名称又は氏名		担当氏名 電話番号

上記勤務先には、月割額 [] 円を [] 月分から徴収するよう連絡済み。

③死亡退職で、次の事項がわかる場合は記載してください。

相続人	住所	
	氏名	続柄

◎その他の連絡事項がある場合は、次の欄に記載してください。

連絡事項	
------	--

②未徴収税額を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。


一括徴収の理由	<input type="checkbox"/> 異動者から、一括徴収を希望する旨の申出があったため。 (申出日 [] 月 [] 日)	徴収予定額(上記(ウ)の額) 円
	<input type="checkbox"/> 異動が令和 [] 年 1 月 1 日以後で、特別徴収継続の希望がないため。	
一括徴収した税額は、 [] 月分 ([] 月 [] 日納期限分) で納入します。		

※死亡退職の場合は一括徴収できないため普通徴収になります。

※提出書類の控えに市の受付印が必要な場合は、記入後の届出書の写しと切手貼付済の返信用封筒を同封し提出してください。

特別徴収への切り替え依頼書記載例（様式B）

特別徴収切替届出（依頼）書

 <input type="checkbox"/> 石狩市長あて 令和 5 年 9 月 30 日提出	給与（特別徴収義務者） 住所（居所） 又は所在地 〒 061-3216 石狩市花川北6条1丁目30-2 フリガナ カ イシカリ 氏 名 又は名称 株式会社 石狩 代表取締役 石狩 太郎 13ケタの法人番号	特別徴収義務者 指 定 番 号	0030013333	<input type="checkbox"/> 新規			
		担 当 者	所属課係名	経理課			
		氏 名	石狩 花子				
		電 話 番 号	0133-72-3111				
給与所得者（異動者）		(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 納付済額	(ウ) 未納付税額 (ア) - (イ)	摘 要		
1	フリガナ	円	1 期分 から	円	納税通知書の 通知書番号	10 月分（ 11 月 10 日納期限分） から左記(ウ)の未納付税額を特別徴収します。	
	氏 名				花川 次郎 旧姓		特別徴収の 開始時期
	生年月日				大(昭)平・令 19 年 10 月 10 日		3 期分 まで
1 月 1 日 現在の住所	石狩市花川北1条1丁目2番地	160.000	円	40.000	受給者番号		
2	フリガナ	円	期分 から	円	納税通知書の 通知書番号	月分（ 月 日納期限分） から左記(ウ)の未納付税額を特別徴収します。	
	氏 名				旧姓		特別徴収の 開始時期
	生年月日				明・大・昭・平 年 月 日		期分 まで
1 月 1 日 現在の住所			円		受給者番号		

◎その他の連絡事項がある場合は、次の欄に記載してください。

連絡事項	
------	--

必ず記入してください。

普通徴収の納期が過ぎていないかを確認し記入してください。

※提出書類の控えに市の受付印が必要な場合は、記入後の届出書の写しと切手貼付済の返信用封筒を同封し提出してください。

※この届出（依頼）書で2名分までの手続ができます。
 ※受給者番号は、給与支払者が独自に付番して利用している場合にのみ記載してください。

記載例

切替依頼書

納入書記載例 1

納入金額に変更がない場合

※書き損じが生じた場合は予備をご使用下さい。

北海道石狩市 個人市民税 個人道民税 領収証書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
012351	02720-1-960068	石狩市会計管理者
令和5年6月分	特別徴収義務者指定番号 99999999	納入金額(1) 100,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。	給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 金延滞金	納入 金額
納期限 令和5年7月10日	(2) 合計額	
(特別徴収義務者) 〒061-3216 住所 又は所在地 石狩市花川北6条1丁目30-2 氏名 又は名称 (株)いしかり商事 様		領収日付印
上記のとおり領収しました。(納入者保管)		

北海道石狩市 個人市民税 個人道民税 納入書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
012351	02720-1-960068	石狩市会計管理者
令和5年6月分	特別徴収義務者指定番号 99999999	納入金額(1) 100,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。	給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 金延滞金	納入 金額
納期限 令和5年7月10日	(2) 合計額	
※印はゆうちょ銀行において使用する欄です。 (特別徴収義務者) 〒061-3216 住所 又は所在地 石狩市花川北6条1丁目30-2 氏名 又は名称 (株)いしかり商事		領収日付印
上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行保管)		

北海道石狩市 個人市民税 個人道民税 納入済通知書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
012351	02720-1-960068	石狩市会計管理者
令和5年6月分	特別徴収義務者指定番号 99999999	納入金額(1) 100,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。	給与分(一括徴収分を含む) 退職所得分 金延滞金	納入 金額
納期限 令和5年7月10日	(2) 合計額	
取りまとめ店 小樽貯金事務センター (〒047-8794)		領収日付印
(特別徴収義務者) 〒061-3216 住所 又は所在地 石狩市花川北6条1丁目30-2 氏名 又は名称 (株)いしかり商事 納		領収日付印
上記のとおり通知します。(受付店→北海道信用金庫石狩支店(指定金融機関)→石狩市)		

納入金額に変更がない場合は何も記入しないで下さい。

納入金額(1)の欄の金額に変更がない場合は、何も記入しないでください。

納入書記載例 2

一括徴収税額も合わせて納入する場合（納入金額に変更がある場合）

例) 月の納入金額 100,000円 一括徴収税額 50,000円 計150,000円納入の場合

北海道石狩市 個人市民税 個人道民税 領収証書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
012351	02720-1-960068	石狩市会計管理者
令和5年6月	特別徴収義務者指定番号 99999999	納入金額(1) 100,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。		給与分(一括徴収分を含む) 億千百十万千百十円 150000
退職所得分		
金延滞金		
納期限	令和5年7月10日	額
(2)合計額		150000
(特別徴収義務者) 〒061-3216		領収日付印
住所又は所在地	石狩市花川北6条1丁目30-2	
氏名又は名称	(株)いしかり商事 様	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

北海道石狩市 個人市民税 個人道民税 納入書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
012351	02720-1-960068	石狩市会計管理者
令和5年6月	特別徴収義務者指定番号 99999999	納入金額(1) 100,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。		給与分(一括徴収分を含む) 億千百十万千百十円 150000
退職所得分		
金延滞金		
納期限	令和5年7月10日	額
(2)合計額		150000
(特別徴収義務者) 〒061-3216		領収日付印
住所又は所在地	石狩市花川北6条1丁目30-2	
氏名又は名称	(株)いしかり商事	

上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行保管)

北海道石狩市 個人市民税 個人道民税 納入済通知書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
012351	02720-1-960068	石狩市会計管理者
令和5年6月	特別徴収義務者指定番号 99999999	納入金額(1) 100,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。		給与分(一括徴収分を含む) 億千百十万千百十円 150000
退職所得分		
金延滞金		
納期限	令和5年7月10日	額
(2)合計額		150000
(特別徴収義務者) 〒061-3216		領収日付印
住所又は所在地	石狩市花川北6条1丁目30-2	
氏名又は名称	(株)いしかり商事 納	

上記のとおり通知します。(受付店→北海道信用金庫石狩支店(指定金融機関)→石狩市)

納入金額に変更がない場合は何も記入しないで下さい。

※書き損じが生じた場合は予備をご利用下さい。

納入すべき合計額を記入してください。(納入金額(1)は二重線で消してください。訂正印は不要です) 数字は黒のボールペンではっきりと書いてください。

(例) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

納入書記載例3

退職所得にかかる分離課税分がある場合

例) 納入金額 100,000円 退職所得分 150,000円(市民税100,000円、道民税50,000円) 計250,000円納入の場合



※書き損じが生じた場合は予備を1使用下さい。

北海道石狩市 個人市民税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
012351	02720-1-960068	石狩市会計管理者
特別徴収義務者指定番号	納入金額①	
99999999	100,000円	
令和5年6月	納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し、納入金額②の欄に記入して下さい。	
5	給与分	退職所得分
6	100,000	150,000
	延滞金	
納期限 令和5年7月10日	合計額	250,000
(特別徴収義務者) 〒061-3216	住所又は所在地	石狩市花川北6条1丁目30-2
氏名又は名称	領収日付印	(株)いしかり商事

北海道石狩市 個人市民税 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
012351	02720-1-960068	石狩市会計管理者
特別徴収義務者指定番号	納入金額①	
99999999	100,000円	
令和5年6月	納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し、納入金額②の欄に記入して下さい。	
5	給与分	退職所得分
6	100,000	150,000
	延滞金	
納期限 令和5年7月10日	合計額	250,000
(特別徴収義務者) 〒061-3216	住所又は所在地	石狩市花川北6条1丁目30-2
氏名又は名称	領収日付印	(株)いしかり商事

北海道石狩市 個人市民税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
012351	02720-1-960068	石狩市会計管理者
特別徴収義務者指定番号	納入金額①	
99999999	100,000円	
令和5年6月	納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し、納入金額②の欄に記入して下さい。	
5	給与分	退職所得分
6	100,000	150,000
	延滞金	
納期限 令和5年7月10日	合計額	250,000
(特別徴収義務者) 〒061-3216	住所又は所在地	石狩市花川北6条1丁目30-2
氏名又は名称	領収日付印	(株)いしかり商事

納入金額に変更がない場合は何も記入しないで下さい。

納入金額(1)を二重線で消し、月割額を記入してください。

退職所得に対する税額を記入してください。数字は、黒のボールペンではっきりと書いてください。



市民税 道民税 納入申告書

石狩市長様

令和5年7月10日 提出

令和5年6月分	人員	1人
退職手当等支払金額	200,000	
特別徴収税額	市民税	100,000
	道民税	50,000
住所(居所)又は所在地	〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目30-2	
氏名又は名称	(株)いしかり商事	
法人番号		

(例) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

退職手当等に対する市民税・道民税を納める年月及び納税義務者の人数を記入してください。

退職手当等に対する市民税・道民税の税額を記入してください。(この合計額を②の納入金額欄の退職所得分に記入してください)

特別徴収義務者の住所(所在地)・氏名(名称)を記入してください。

法人番号を記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

 石狩市長あて 令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地又は住(居)所	〒			届出区分	<input type="checkbox"/> 現年度 <input type="checkbox"/> 新年度 <input type="checkbox"/> 両年度			
		フリガナ				特別徴収義務者指定番号	宛名番号			
		名称又は氏名				担当者	所属課係名			
		法人番号(個人番号)					氏名			
						電話番号				
給与所得者(異動者)		(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収 <input type="checkbox"/> 特別徴収継続 → ① <input type="checkbox"/> 一括徴収 → ② <input type="checkbox"/> 普通徴収			
フリガナ	特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)	. . .						<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 休職 <input type="checkbox"/> 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 死亡 → ③ <input type="checkbox"/> その他 ()
氏名	円	月分	円							
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	から								
個人番号		月分								
給与の支払を受けなくなった後の住所		まで	円							

①新しい勤務先で特別徴収を継続する場合は、次の欄にも記載してください。

新しい勤務先	所在地又は住(居)所	〒		特別徴収義務者指定番号	
	フリガナ			<input type="checkbox"/> 新規	
	名称又は氏名	担当氏名	電話番号		
<input type="checkbox"/> 上記勤務先には、月割額 <input style="width: 50px;" type="text"/> 円を <input style="width: 50px;" type="text"/> 月分から徴収するよう連絡済み。					

②未徴収税額を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	<input type="checkbox"/> 異動者から、一括徴収を希望する旨の申出があったため。 (申出日 <input style="width: 50px;" type="text"/> 月 <input style="width: 50px;" type="text"/> 日)		徴収予定額(上記(ウ)の額) 円
	<input type="checkbox"/> 異動が令和 年 1月 1日以後で、特別徴収継続の希望がないため。		
一括徴収した税額は、 <input style="width: 50px;" type="text"/> 月分 (<input style="width: 50px;" type="text"/> 月 <input style="width: 50px;" type="text"/> 日納期限分) で納入します。			

③死亡退職で、次の事項がわかる場合は記載してください。

相続人	住所			
	氏名		続柄	

◎その他の連絡事項がある場合は、次の欄に記載してください。

連絡事項	
------	--

※死亡退職の場合は一括徴収できないため普通徴収になります。

※この用紙をコピーしても使用できるほか、石狩市ホームページからも様式がダウンロードできます。
 ※提出書類の控えに市の受付印が必要な場合は、記入後の届出書の写しと切手貼付済の返信用封筒を同封し提出してください。

■記載心得

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、石狩市長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに石狩市長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに石狩市長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税・道民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の

「法人番号（個人番号）」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう）又は個人番号（同条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「宛名番号」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

5 「個人番号」欄には、給与の支払を受けなくなった者の個人番号を記載してください。

6 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

7 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。

(2) 退職後令和6年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲んでください。（注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません）

① 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

② 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。


③ 死亡による退職であるため。

■お問い合わせ先

石狩市財政部税務課市民税担当

TEL (0133) 72-3119 [直通]

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

 石狩市長あて 令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者)	所在地又は住(居)所	〒			届出区分	<input type="checkbox"/> 現年度 <input type="checkbox"/> 新年度 <input type="checkbox"/> 両年度				
		フリガナ				特別徴収義務者指定番号	宛名番号				
		名称又は氏名				担当者	所属課係名				
		法人番号(個人番号)					氏名				
								電話番号			
給与所得者(異動者)		(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収 <input type="checkbox"/> 特別徴収継続 → ① <input type="checkbox"/> 一括徴収 → ② <input type="checkbox"/> 普通徴収				
フリガナ	特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)	<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 休職 <input type="checkbox"/> 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 死亡 → ③ <input type="checkbox"/> その他 ()							
氏名	円	月分	円								
生年月日	旧姓	から									
個人番号	大・昭・平・令 年 月 日	月分									
給与の支払を受けなくなった後の住所		まで									
			円								

①新しい勤務先で特別徴収を継続する場合は、次の欄にも記載してください。

新しい勤務先	所在地又は住(居)所	〒			特別徴収義務者指定番号	
	フリガナ				<input type="checkbox"/> 新規	
	名称又は氏名	担当氏名				
		電話番号				
<input type="checkbox"/> 上記勤務先には、月割額 <input style="width: 50px;" type="text"/> 円を <input style="width: 50px;" type="text"/> 月分から徴収するよう連絡済み。						

②未徴収税額を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	<input type="checkbox"/> 異動者から、一括徴収を希望する旨の申出があったため。 (申出日 <input style="width: 40px;" type="text"/> 月 <input style="width: 40px;" type="text"/> 日)	徴収予定額(上記(ウ)の額)	
	<input type="checkbox"/> 異動が令和 年 1月 1日以後で、特別徴収継続の希望がないため。	円	
一括徴収した税額は、 <input style="width: 50px;" type="text"/> 月分 (<input style="width: 50px;" type="text"/> 月 <input style="width: 50px;" type="text"/> 日納期限分) で納入します。			

③死亡退職で、次の事項がわかる場合は記載してください。

相続人	住所			
	氏名		続柄	

◎その他の連絡事項がある場合は、次の欄に記載してください。

連絡事項	
------	--

※死亡退職の場合は一括徴収できないため普通徴収になります。

※この用紙をコピーしても使用できるほか、石狩市ホームページからも様式がダウンロードできます。
 ※提出書類の控えに市の受付印が必要な場合は、記入後の届出書の写しと切手貼付済の返信用封筒を同封し提出してください。

■記載心得

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、石狩市長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに石狩市長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに石狩市長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税・道民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の

「法人番号（個人番号）」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう）又は個人番号（同条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「宛名番号」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

5 「個人番号」欄には、給与の支払を受けなくなった者の個人番号を記載してください。

6 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

7 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。

(2) 退職後令和6年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲んでください。（注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません）

① 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

② 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。


③ 死亡による退職であるため。

■お問い合わせ先

石狩市財政部税務課市民税担当

TEL (0133) 72-3119 [直通]

特別徴収切替届出（依頼）書

 石狩市長あて 令和 年 月 日提出	住所（居所） 又は所在地 〒	フリガナ 氏 名 又は 名称	特別徴収義務者 指 定 番 号	<input type="checkbox"/> 新規				
			担 当 者	所属課係名				
				氏 名				
				電 話 番 号				
給与所得者（異動者）		(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 納付済額	(ウ) 未納付税額 (ア) - (イ)	摘 要			
1	フリガナ	円	円	円	納税通知書の 通知書番号			
	氏 名				旧姓	期分 から 期分 まで 円	特別徴収の 開始時期	<input type="text"/> 月分（ <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日納期限分） から左記(ウ)の未納付税額を特別徴収します。
	生年月日				大・昭・平・令 年 月 日		受給者番号	
	1月1日 現在の住所							
2	フリガナ	円	円	円	納税通知書の 通知書番号			
	氏 名				旧姓	期分 から 期分 まで 円	特別徴収の 開始時期	<input type="text"/> 月分（ <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日納期限分） から左記(ウ)の未納付税額を特別徴収します。
	生年月日				大・昭・平・令 年 月 日		受給者番号	
	1月1日 現在の住所							

◎その他の連絡事項がある場合は、次の欄に記載してください。

連 絡 事 項	
------------------	--

※この届出（依頼）書で2名分までの手続ができます。
 ※受給者番号は、給与支払者が独自に付番して利用している場合にのみ記載してください。

※この用紙をコピーしても使用できるほか、石狩市ホームページからも様式がダウンロードできます。
 ※提出書類の控えに市の受付印が必要な場合は、記入後の届出書の写しと切手貼付済の返信用封筒を同封し提出してください。


注意事項

- ① 普通徴収の納期が過ぎたものは特別徴収への切り替えができませんので、納税義務者が納付するようお伝えください。
- ② 依頼書の提出があった月の月末に月々の特別徴収額を通知します。前もって確認したい場合はお問い合わせください。
- ③ 二重納付防止のため、ご本人宛に送付された普通徴収の残りの納付書は納めないようにお伝えください。
なお、納付済み分の領収書は納税義務者が保管するようお伝えください。
- ④ 普通徴収を口座振替している場合、依頼時期によっては引き落とし手続きが進んでいる納期もありますのでお問い合わせください。

■お問い合わせ先
石狩市財政部税務課市民税担当
TEL (0133) 72-3119 [直通]

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

※「法人番号」は、給与支払者が法人の場合にのみ記載してください。個人事業主の場合は、法人番号の記載は不要です。

 石狩市長あて 令和 年 月 日提出	給与 支 払 者 (特別 徴 収 義 務 者)	住所(居所)又は所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号		
		フリガナ			担 当 者	所属課係名
		氏 名 又は 名称				氏 名
		法人番号			電話番号	
変更年月日 令和 年 月 日から変更する。		変更事由 <input type="checkbox"/> 氏名又は名称の変更 → ① <input type="checkbox"/> 住所(居所)又は所在地の変更 → ① <input type="checkbox"/> 合 併 → ② <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 → ② <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> その他 ()				

①名称、所在地等が変更となる場合は、次の欄にも記載してください。

	変更前 (変更項目のみ記載)	変更後 (変更項目のみ記載)
住所(居所)又は所在地	〒	〒
フリガナ		
氏 名 又は 名称		
電 話 番 号		

◎その他の連絡事項がある場合は、次の欄に記載してください。

連 絡 事 項	
------------------	--

②合併、特別徴収事務の一本化の場合は、次の欄にも記載してください。

	合併(一本化)後の事業所	貴社以外の合併(一本化)元事業所 (わかる場合は記載してください。)	
特別徴収義務者指定番号	<input type="checkbox"/> 新規取得を希望する。 <input type="checkbox"/> [] を使用する。		
住所(居所)又は所在地	〒	〒	〒
フリガナ			
氏 名 又は 名称			
電 話 番 号			

※今後利用する特別徴収義務者指定番号が、今まで利用していた指定番号と変更になる場合は、給与所得者異動届出書も併せて提出してください。

※この用紙をコピーしても使用できるほか、石狩市ホームページからも様式がダウンロードできます。

※提出書類の控えに市の受付印が必要な場合は、記入後の届出書の写しと切手貼付済の返信用封筒を同封し提出してください。

※代表者変更のみの場合、この届出は不要です。この届出書を提出しても、法人市民税の異動届を提出したことはありません。別途手続が必要です。

指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、石狩市の市民税・道民税の払い込み取扱店に次のとおり指定されておりますので、よろしくお願いいたします。

1. 認 可 番 号

貯 業 第3766号

(昭和58年12月9日付)

1. 口 座 番 号

02720-1-960068番

1. 加 入 者 の 名 称

石 狩 市 会 計 管 理 者

1. 取 り ま と め 店

小樽貯金事務センター

年 月 日

様

石 狩 市 長



※道外で納付するときは、こちらの通知書をあわせて提出してください。